

2022年度秋田市プレミアム付商品券 取扱事業所募集要領

秋田市において、秋田市新型コロナウイルス感染症対策プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を取扱う事業所を下記により募集します。

1. 商品券の名称

秋田市新型コロナウイルス感染症対策プレミアム付商品券（略称：秋田市プレミアム付商品券）

2. 商品券の発行者

2022年度秋田市プレミアム付商品券事業実行委員会

構成団体：秋田市、秋田商工会議所、河辺雄和商工会、秋田県中小企業団体中央会、
秋田市商店街連盟

3. 商品券発行概要

(1)発行総額 10億円（販売額：8億円、プレミアム分：2億円）

(2)発行内容 ①販売単価 1冊10,000円分の商品券を8,000円で販売
※所定の申込書を提出する秋田市民1人につき2冊まで購入可能
②券の内訳 ・中小規模店専用券 5,000円分（1,000円券×5枚）
・共通券 5,000円分（1,000円券×5枚）
※中小規模店専用券は、売場面積1,000㎡以上の大型店では使用不可
※大型店内のテナントは大型店扱いとなる（別紙リスト参照）
※共通券は、すべての取扱事業所で使用可能

(3)販売開始 2022年7月1日（金）～ ※10万冊を完売次第、販売終了

(4)有効期間 2022年7月1日（金）～2022年12月31日（土） ※6か月間

(5)販売場所 ①下記金融機関の指定窓口（市内主要店舗 50箇所程度）
秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、秋田県信用組合、JA秋田なまはげ
②市内商業施設（5月中旬に決定予定）

4. 申込条件

- (1)秋田市内で営業する事業所に限る。
- (2)本要領の商品券使用制限、注意事項、誓約事項等の内容を遵守できる事業所に限る。
- (3)金融業、保険業のほか、本事業の趣旨に沿わない業種等に該当しないこと。

5. 商品券使用制限

次に示す内容については商品券の使用不可

- (1) 商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等、換金性の高いものの購入
- (2) 株式・先物・宝くじ等の金融商品の購入および出資、債務、振込手数料に関わる支払
- (3) たばこの購入
- (4) 国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払（公営ギャンブルを含む）
- (5) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）の支払
- (6) 土地・家屋購入、家賃、地代・駐車場等の不動産に関わる支払
- (7) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類および仕入れ商品等に関わる支払

- (8) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する性風俗関連特殊営業に関わる支払
- (9) その他、実行委員会が指定するもの

6. 商品券取扱上の注意事項

- (1) 実行委員会に登録された取扱事業所のみでの使用とする。
- (2) 「中小規模店専用券」は売場面積1,000㎡以上の大型店（入居テナントを含む）では使用できない。
- (3) 「共通券」はすべての取扱事業所で使用できる。
- (4) 有効期間を過ぎたものは無効とする。
- (5) 本券を購入後の返金はできない。また、現金との交換、金融機関への預け入れ、譲渡および交換または売買はできない。
- (6) 本券の額面に満たない利用に対するつり銭は支払わない。
- (7) 発行者印、番号のない商品券は無効とする。
- (8) 無断不正コピー等の偽造防止のための加工を施しており、持ち込まれた商品券は必ず目視によるチェック（商品券見本との照合）を行うこと。
- (9) 盗難、紛失または滅失等に対し、発行者はその責めを負わない。

7. 申込期限 2022年5月13日(金) → 商品券販売時に設置する取扱事業所一覧に記載
※ 5月16日(月)以降も12月20日(火)まで随時受付いたしますが、商品券事業ウェブサイトへの掲載のみとなりますので、ご了承ください。
※ 商品券の取扱・換金には、実行委員会発行の登録証が必要です。
※ 取扱開始前に登録証およびステッカー等を配布します。

8. 申込手続

- (1) 商品券の取扱を希望する事業所は、別紙「取扱事業所申込書兼誓約書」に必要事項を記入・押印のうえ原本を実行委員会に提出する。

※ 記入にあたっては、本要領の商品券使用制限、注意事項、誓約事項等をよくご覧ください。

《取扱事業所申込書兼誓約書の提出先》

2022年度秋田市プレミアム付商品券事業実行委員会 事務所

〒010-09510 秋田市山王二丁目1-40 田口ビル2階 TEL 853-0141

- (2) 取扱事業所としての登録料は、無料。
- (3) 実行委員会は、登録証およびステッカー等を取扱事業所に提供する。
※ 登録証は、換金の際に金融機関に提示していただきますので、紛失等にご注意ください。
- (4) 取扱事業所は、実行委員会の配布する「取扱事業所ステッカー」等を店頭などに表示する。

9. 申込書に記入された情報の取扱いについて

申込書に記入された情報は、次の目的で使用いたします。

- (1) 実行委員会の商品券事業ウェブサイトへの取扱事業所の掲載
- (2) 商品券購入者に対する取扱事業所に関する情報提供
- (3) 換金窓口となる金融機関への取扱事業所の情報提供
- (4) 実行委員会から取扱事業所に対する各種案内送付および情報提供

10. 商品券の換金手続

(1)受付期間 2022年7月1日(金)～2023年1月13日(金) ※期間外の換金はできません

(2)換金窓口 秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、秋田県信用組合の市内各本支店

(3)換金方法 ①取扱事業所は、消費者より受け取った商品券を換金受付期間内に指定の金融機関窓口へ持参し、登録証を提示のうえ請求手続きをする。その際、商品券裏面の取扱事業所欄に事業所名を押印、または記入する。

②持参した商品券の額面金額は、下記期日に取扱事業所指定口座に振り込まれる。

1日～15日受付分：当月末日指定口座へ振込

16日～末日受付分：翌月15日指定口座へ振込

※振込日が金融機関休業日にあたる場合は、翌営業日となります。

(4)手数料 換金・振込手数料無料（実行委員会が負担します）

11. その他

取扱事業所および商店街等は、本事業を通じた消費拡大効果を高めるため、本事業とあわせた販促創出・集客イベントの実施やリピーター獲得、販路開拓のための新商品・新サービスの開発に取り組む。

12. 事業実施スケジュール

2022年5月13日(金)	1次申込締切
6月15日(水)～	取扱事業所登録証、ステッカー等送付
7月1日(金)	商品券販売および商品券取扱開始
12月20日(火)	取扱事業所申込最終締切
12月31日(土)	商品券取扱終了
2023年1月13日(金)	換金受付終了（厳守）

■本事業に関するお問合せ先

□2022年度秋田市プレミアム付商品券事業実行委員会 事務所

〒010-0951 秋田市山王二丁目1-40 田口ビル2階

TEL：853-0141

Mail：premium@akitacci.or.jp

誓約事項

- ◎ 商品の販売、またはサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- ◎ 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
- ◎ 自ら購入した商品券を、自事業所で使用されたかのように偽り換金したり、使用された商品券を再び使用したりするなどの不正行為は行いません。
- ◎ 商品券の再販、再流通をいたしません。
- ◎ 商品券の偽造・悪用・濫用はいたしません。
- ◎ 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- ◎ 商品券の有効期間中（2022年7月1日～2022年12月31日）は取扱事業所として事業に参加し、やむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- ◎ 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、取扱事業所側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- ◎ 商品券の取扱に対して実行委員会からの改善要請等があった場合には、それに従います。
- ◎ 事業所名・所在地・業種の公表（取扱事業所リスト・ウェブサイト等に掲載）について同意します。
- ◎ 登録する事業所は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条5項から10項までに規定する店舗等」、「公序良俗に反する店舗等」ではありません。
- ◎ 当事業所の代表者、役員または従業員等が、秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、暴力団員等または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が経営に事実上参画していません。